

決済用普通預金規定特約

【決済用普通預金に関する特約】

決済用普通預金に関しては、普通預金規定（第7条1項を除きます。）に加え、この特約を適用します。

普通預金を決済用普通預金に変更した場合も同様とします。

1（利息）

決済用普通預金には利息をつけません。

【決済用普通預金に関する総合口座取引規定の特約】

1（総合口座取引）

決済用普通預金は、ひめぎん総合口座として利用することができます。

2（規定の準用）

前条の場合には、普通預金規定（第7条1項を除きます。）及び決済用普通預金に関する特約に加え、総合口座取引規定（第6条1項を除きます。）を適用します。この場合において、総合口座取引規定中「普通預金」とあるのは「決済用普通預金」と読み替えるものとします。

以上

（2020年8月6日現在）